

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書の存否を明らかにしない不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和4年7月7日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「平成22年〇月〇日〇〇市〇〇-〇-〇火災報告書、出動した警察署（火災出動報告書）、火災現場検証報告書（火災原因調査報告書） 全開示請求」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書について、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することになることを理由として、条例第11条第2項の規定により、令和4年7月25日付けで公文書の存否を明らかにしない不開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年8月8日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年10月28日付けで審査会に対して、本件処分について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

審査請求人が開示を求めている公文書に係る特定の火災（以下「本件火災事案」という。）に関する情報は、条例第7条第2号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たり、公開されるべきである。

#### 第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

##### 1 弁明の趣旨

実施機関が行った決定は妥当である旨の判断を求める。

##### 2 弁明の内容

本件請求文書は、平成22年〇月〇日に特定住所地で発生されたとする火災に関する報告書である。

開示請求に係る公文書の存否を明らかにすれば、所有者等個人の火災罹災歴を明らかにすることとなり、個人の権利利益を害するおそれがある。

火災事案について公表を定めた法令等の規定はないものの、実施機関は県民に対し活動実態等を正しく知らせるため、報道機関に発表している。実施機関において広報し、マスコミ等で報道され一時的に公知の状態に置かれたとしても、既に12年が経過し社会的影響や社会一般の関心や記憶も薄れており、条例第7条第2号ただし書アに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされる情報には該当しない。

審査請求人は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると主張しているが、存否応答拒否により保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性を上回る理由も見当たらない。よって、条例第7条第2号ただし書イにも該当しない。

以上の理由により、本件存否情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。よって、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号（個人に関する情報）に規定する不開示情報を開示することとなるため、公文書の存否を明らかにしない不開示決定を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

#### 第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

##### 1 反論の趣旨

本件処分を取り消し、公文書開示されるべきである。

##### 2 反論の内容

実施機関は、県民に対し活動実態等を正しく知らせるため、火災事案を扱った場合は報道機関に発表しているとしているが、当時の新聞掲載記事が実施機関から出されているものとしたら、十分な捜査を行わずに事実と異なる発表を行っており、死者に対する礼意が欠けているものであり、虚偽事実公表となっている。

実施機関と消防局、消防署で異なる火災の原因は、個人情報として保護される情報であっても、市民、県民の「人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性がある。」ものであり、開示されるべきである。住宅への設置が義務付けられている火災警報器は取り付けがされていたか、作動したか、社会の関心があるものである。

#### 第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

### 1 条例第10条について

条例第10条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで拒否することができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不存在による不開示決定を行うこととされている（条例第11条）。したがって、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。しかしながら、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、条例第10条により、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとされている。

当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができるのは、仮に文書が存在する場合にも不開示情報に該当することが前提であり、不開示情報の範囲を拡大するものではないことから、本条を不当に拡大して適用するなど、濫用することのないよう厳正に運用する必要がある。

実施機関は、本件存否情報は条例第7条第2号の不開示情報に該当し、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、同号に規定する不開示情報である個人に関する情報を開示することとなる旨を主張していることから、当審査会は同号該当性について検討する。

### 2 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

### 3 条例第7条第2号該当性について

本件請求文書は、特定在所地で発生されたものとする火災に関する報告書であるが、一般的に報告書には日時、場所、状況、当事者等が記載されるものと推定され、事実上個人が特定されることとなるため、仮に本件請求文書が存在する場合、条例第7条第2号の個人を識別できる情報（以下「個人識別情報」という。）に該当し、不開示情報に当たる。

また、本件請求文書の存否を明らかにした場合、特定在所地で発生されたものとして開示請求がなされていることから、事実上、所有者等の特定の個人の火災罹災歴が明らかになり、個人のプライバシーを侵害することとなるため、条例第7条第2号に掲げる不開示情報を開示することとなる。

なお、同号ただし書は、個人情報であっても同号ただし書アからウまでに該当する場合は開示するものと規定しているが、本件においては、上記の所有者等の特定の個人に関する情報は、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### 4 条例第10条該当性について

本件請求においては、仮に本件請求文書が存在した場合、氏名等の個人識別情報が含まれることから条例第7条第2号に該当し不開示となるものである。また、不開示としたとしても、その情報が存在するという事実だけで、特定在所地で火災が発生したことが明らかになり、所有者等個人のプライバシーを侵害し個人の権利利益を害することとなるため、存否応答拒否をするのが妥当である。

次に本件請求文書が存在しない場合についてであるが、仮に公文書不存在による不開示決定をずとした場合、今後同様の請求において、存否応答拒否処分は文書の存在を前提として行っていることを請求者に強く推測せしめることになりかねない。

したがって、本件請求について、実施機関が条例第10条を根拠に存否応答拒否をしたことは妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏名	役職名等	備考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年10月28日	諮問書受理
令和5年9月26日	審議（第348回）
令和5年11月20日	審議（第350回）
令和6年8月26日	審議（第359回）
令和6年9月24日	審議（第360回）